

○東京藝術大学ティーチング・アシスタント実施要項

〔平成4年10月1日〕
学 長 裁 定

改正 平成8年9月12日 平成16年4月1日
平成20年11月19日 平成21年3月30日
平成22年9月1日 平成25年3月28日
平成25年10月24日 平成27年3月26日

(目的)

第1条 この要項は、本学大学院の優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により学生の処遇の改善に資するとともに、大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の教育補助事業を行う学生の名称は、ティーチング・アシスタント(以下「TA」という。)とする。

(委嘱内容)

第3条 TAの委嘱内容は、指導教員の指導の下に学部学生及び修士課程学生に対する実習、演習等の教育補助業務を行うものとする。

(資格)

第4条 TAとなることのできる者は、本学大学院の学生とする。

(募集・選考)

第5条 TAの公募及び選考は、各研究科ごとに行う。

(申請)

第6条 TAを希望する大学院の学生は、指導教員の推薦を受けて当該研究科長に申請を行うものとする。

(選考)

第7条 TAの選考は、研究科委員会の審議を経て、研究科長が行うものとする。

(選考基準)

第8条 研究科委員会は、TAを希望する学生の研究内容及び研究・授業等に支障が生じないように配慮して次に掲げる基準により、選考を行うものとする。

(1) 本人の学業成績が優秀であること

(2) 教育補助業務に従事させることにより、大学教育の充実が期待されるものであること

2 前項に掲げるもののほか、各研究科において必要な基準は別に定めることができる。

(委嘱期間)

第9条 TAの委嘱期間は、当該会計年度を超えない範囲内とする。

(委嘱手続及び手当等)

第10条 TAの委嘱手続及び手当等については、別に定めるものとする。

(終了報告)

第11条 教育補助業務を終了したTAは、教育補助業務を担当した事により得られた成果を、指導教員を通じて研究科長に報告するものとする。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、TAの実施に関して必要な事項は、各研究科において定めるものとする。

附 則

この要項は、平成4年10月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成8年9月12日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年11月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

(別紙様式 2)

(元号) 年 月 日

ティーチング・アシスタント成果報告書

研究科名		専攻名		学生番号	
氏名				印	男・女
生年月日	(元号) 年 月 日 (歳)				
担当科目					
担当週時間数	時間	年間担当時間数	時間		
担当授業期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日				
授業補助業務内容 (具体的に)					
担当により得られた教育研究効果 (具体的に)					
備考					
指導教員職名・氏名					印

(注) 意見等があれば備考欄に記入すること

(別紙様式3)

(元号) 年度ティーチング・アシスタント実績報告書

研究科

氏名	雇用期間	担当時間総数	支給金額	備考
	(元号) 年 月 日 ～ (元号) 年 月 日	時間	千円	
	(元号) 年 月 日 ～ (元号) 年 月 日	時間	千円	
	(元号) 年 月 日 ～ (元号) 年 月 日	時間	千円	
	(元号) 年 月 日 ～ (元号) 年 月 日	時間	千円	
	(元号) 年 月 日 ～ (元号) 年 月 日	時間	千円	
	(元号) 年 月 日 ～ (元号) 年 月 日	時間	千円	
	(元号) 年 月 日 ～ (元号) 年 月 日	時間	千円	

(注) ティーチング・アシスタント制度により得られた成果の概要(様式適宜)を、添付すること。